

(平 1 2 . 5 . 1 6)
基 小 2 0 - 8)

地 方 稅 務 行 政

(說 明 資 料)

目 次

I	地方税務執行体制	1
1	地方税務事務における納税者数等の状況	1
2	申告納付（入）により徴収される税の税収総額に対する割合	2
3	納税義務者（申告者）1人（1社）当たりの税収額	3
4	地方税の徴収確保対策の取組事例	4
5	地方税事務の電算化の状況等	5
II	地方税務行政の簡素効率化に関する施策の状況	7
1	国・地方の税務行政運営上の協力関係の状況（主なもの）	7
2	申告書・納付書等の様式の統一の状況	10
III	最近における適正な申告水準の維持向上策	12
IV	過去の中期答申等における適正な申告水準の維持向上策に関する記述（抄）	15

地方税事務における納税者数等の状況

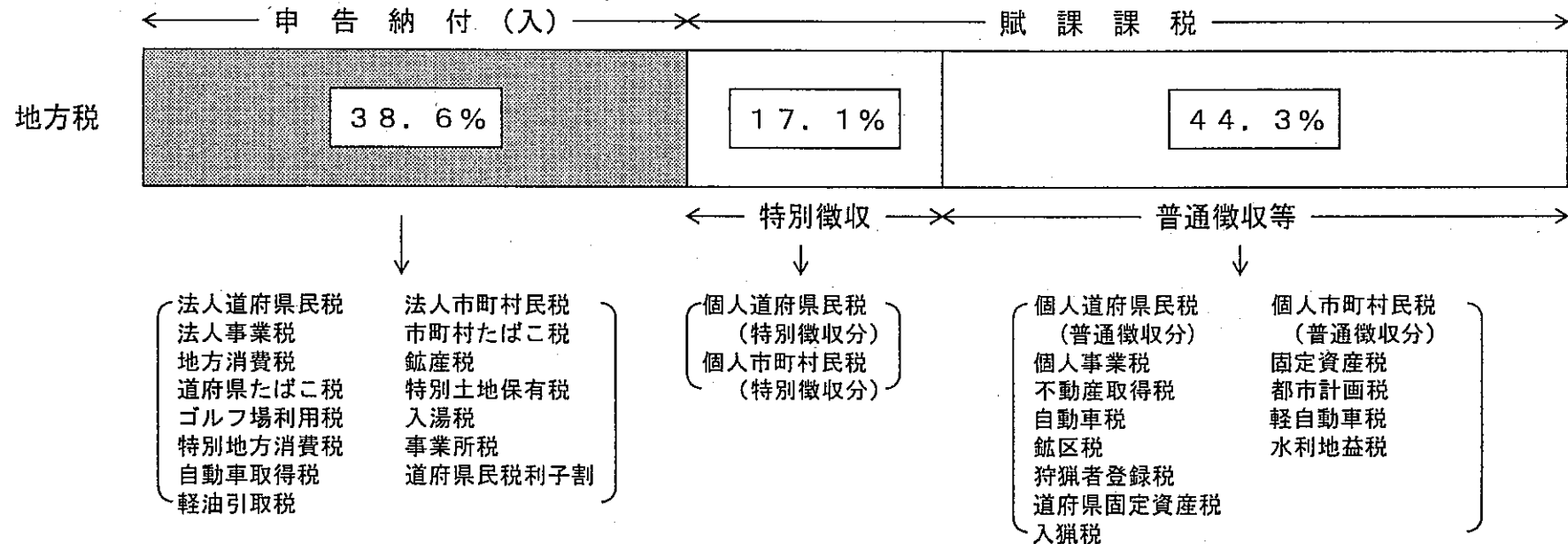
区 分		昭和53年度 (A)	平成10年度 (B)	指数 (B)/(A)
申告納付 (入)	○ 法人事業税の納税義務者数	148 万社	259 万社	1.8
	○ ゴルフ場利用税の対象施設数	1,632 施設	2,404 施設	1.5
	○ 軽油引取税の特別徴収義務者数等			
	・ 本 店 数	9,568 店	7,364 店	0.8
	・ 免税軽油使用者数	42 万人	54 万人	1.3
賦 課 税	○ 個人住民税の納税義務者数			
	・ 均等割を納める者	3,480 万人	4,682 万人	1.3
	・ 所得割を納める者	3,743 万人	5,246 万人	1.4
	・ 特別徴収義務者	461 万人	719 万人	1.6
	○ 法人事業税の納税義務者数	56 万人	159 万人	2.8
	○ 不動産取得税の課税対象件数			
	・ 家 屋	133 万件	117 万件	0.9
	・ 土 地	119 万件	85 万件	0.7
	○ 自動車税の課税台数	2,507 万台	4,891 万台	2.0
	○ 固定資産税の納税義務者数			
	・ 土 地	2,790 万人	3,658 万人	1.3
	・ 家 屋	2,380 万人	3,544 万人	1.5
	・ 償 却 資 産	254 万人	409 万人	1.6
地方税務職員数		88,030 人	84,090 人	0.96

- (注) 1 指数は、昭和53年度の数値を1とした場合の平成10年度の数値を示している。
2 計数は、「道府県税課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「固定資産の価格等の概要調書」による。
3 平成10年度の「個人住民税の納税義務者数」の「所得割を納める者」の数値は、特別減税前の納税義務者数である。
4 ゴルフ場利用税の対象施設数の昭和53年度欄には、旧娯楽施設利用税(～昭和63年度)の対象施設のうちゴルフ場及びこれに類する施設を計上している。

申告納付（入）により徴収される税の税收総額に対する割合

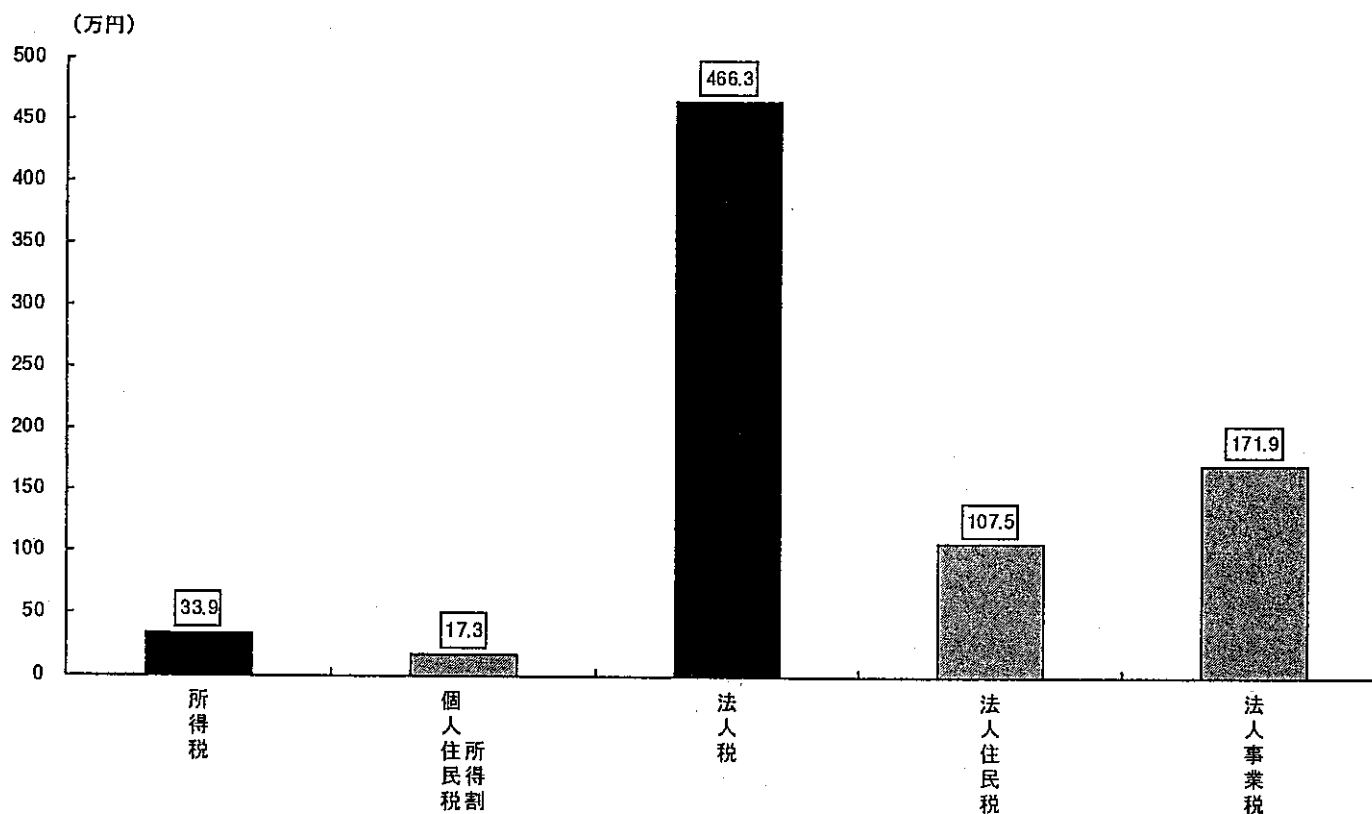
- ・ 地方税は、国税と比べて、賦課課税である税目や徴収に手間のかかる税目が多く、徴収コストや税務職員数を押し上げる要因となっている。
- ・ 地方税では、賦課課税方式が61.4%（徴収ベース）を占め、地方団体が自ら賦課し徴収する税のウエイトが高い。国税では、申告納税方式及び源泉徴収分が大部分を占めている。
- ・ 地方税においては、固定資産税では約1億8千万筆の土地、約6千万棟の家屋、自動車税では約4千9百万台の自動車が課税対象となるなど課税客体の数が多く、事務の負担も多い。

【平成10年度決算額より】



納税義務者（申告者）１人（１社）当たりの税収額

地方税は、国税と比べて、１件当たりの税額の小さいものが多い。



- (注) 1. 1人（1社）当たり徴収額は、各税目ごとに平成10年度の決算額を平成10年度の納税義務者数（申告者数）で除した額である。
 2. 「所得税の決算額」には、利子所得に係る源泉分離課税分を含む。
 3. 「個人住民税所得割の決算額」は、個人住民税所得割の決算額に、道府県民税利子割の決算額から法人分（法人税割控除額及び還付額）を控除して得た額（個人分）を加えた額である。
 4. 「所得税及び個人住民税所得割の納税義務者」は、平成10年度市町村税課税状況等の調によった。
 5. 「法人住民税の決算額」には、均等割額を含む。
 6. 「法人税、法人住民税及び法人事業税の納税義務者数（社）」は、利益計上法人及び欠損法人の合計であり、法人住民税には、法人住民税均等割のみを支払う法人を含む。（平成10年度道府県税課税状況等に関する調による。）

地方税の徴収確保対策の取組事例

○ 一部事務組合及び広域連合による滞納整理の実施

滞納整理をより効果的に行うため、複数の市町村から構成される一部事務組合等を設け、構成団体で徴収困難な事案等について滞納整理を実施している。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・青森県市町村税滞納整理組合 | 県内の全町村（５９町村） |
| ・鳥取中部ふるさと広域連合 | 鳥取県中部市町村圏域の１０市町村 |
| ・木田・香川地区町村税滞納整理組合外４組合 | 県内４３市町村のうち３８市町村 |

など、１３府県において設置されている。

○ 税務職員相互併任制度（神奈川県）

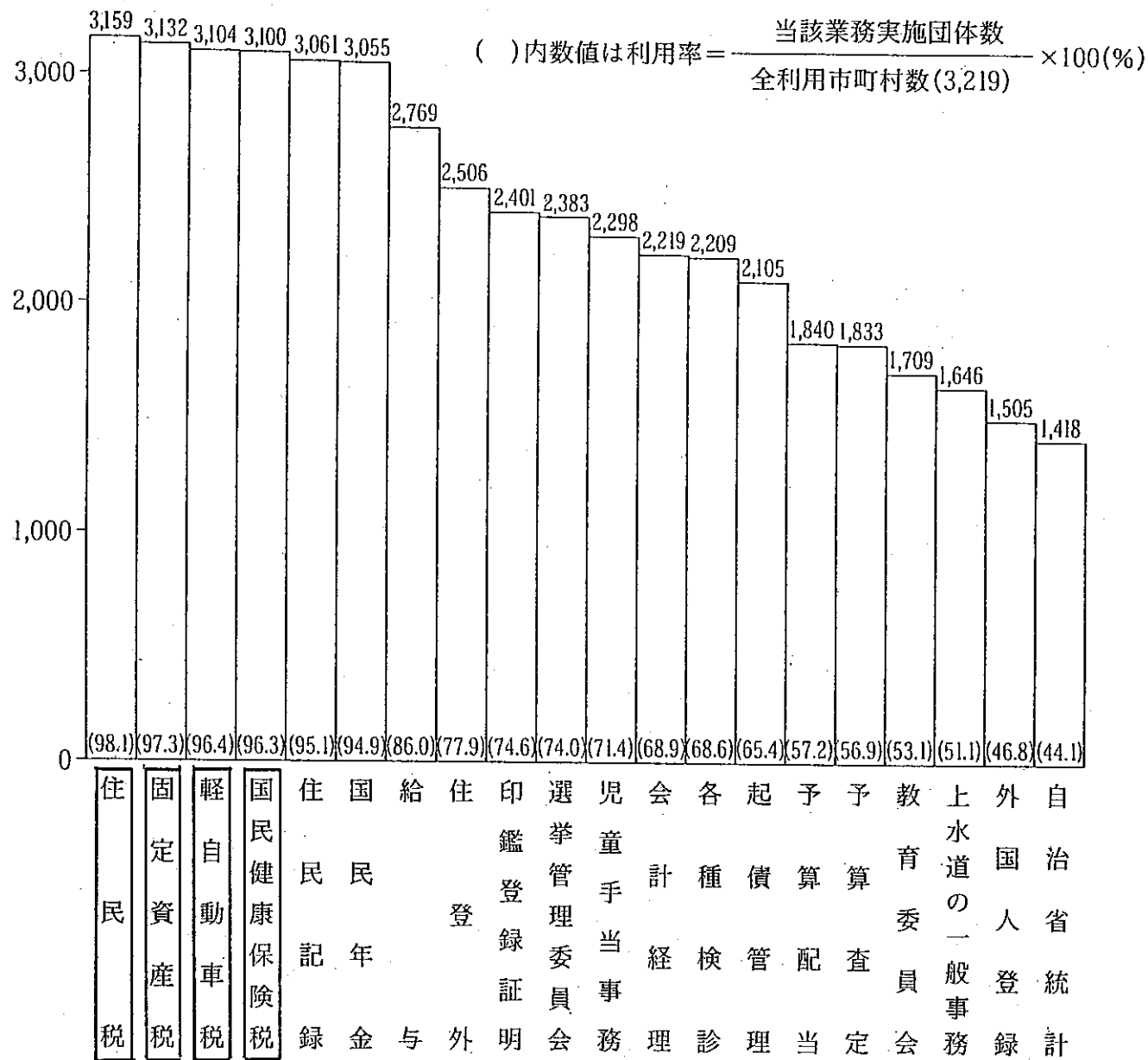
県税事務所と市町村の税務職員が、それぞれの併任職員となり、相互の滞納整理の促進と併せて徴収技術の向上を図る。

県の併任職員が市町村で行う滞納整理については、年度当初に滞納額が高額な事案あるいは処理が困難な事案を概ね１００件程度選定している。また、市町村の併任職員が県税事務所で行う滞納整理事案については、当該職員の税務事務経験などを考慮し、徴収技術の向上に結びつく事案を選定している。

市町村における電算化の状況

団体

出典：地方自治コンピュータ総覧（平成 11 年度版）



インターネットを利用した税務事務（例）

1 広 報

- ・ 税の意義・概要、納税方法、減免等についての紹介
- ・ 税務相談（Q & A 等）、相談窓口についての紹介
- ・ 口座振替についての紹介
- ・ 税額計算シュミレーション
- ・ 公売情報
- ・ 参考資料（税務統計、税条例）
- ・ アンケートの実施 など

2 申告用紙等の提供

- ・ 法人事業税（事業開始等の届出書、事務所等所在地等の変更の届出書 など）
- ・ 不動産取得税（住宅控除申告書、減額申請書・還付申請書、減免申請書 など）
- ・ 自動車税、自動車取得税（課税免除申請書、減免申請書 など）
- ・ 個人事業税（事業開始等の届出書 など）
- ・ 軽油引取税（免税軽油の引取り等に係る報告書、免税軽油在庫見込数量等報告書 など）
- ・ 納税（課税）証明書交付請求書 など

3 届書の受理

- ・ 自動車税住所変更届のインターネットによる受理

地方税務行政の簡素効率化に関する施策の状況

1. 国・地方の税務行政運営上の協力関係の状況（主なもの）

（1）納税者利便の向上のための協力

① 三税（所得税、住民税、事業税）申告手続の一本化

- ・ 所得税の確定申告書に市町村閲覧用の写しを追加

（所得税の確定申告書を提出した者は、住民税及び事業税の申告書を出したものとみなされる。）

- ・ 市区町村において所得税の確定申告書を収受（平成10年分）

ア 市区町村における確定申告書の収受件数 349万件（所得税確定申告書総数の概ね2割程度）

イ 確定申告書を収受した団体数

区 分	団 体 数	構 成 比
収受している団体	3, 244 団体	99. 8 %
収受していない団体	8	0. 2
計	3, 252	100. 0

ウ 収受した確定申告書の割合別団体数

区 分	団 体 数	構 成 比
0 %	8 団体	0. 2 %
30 %以下	826	25. 4
30 %超50 %以下	1, 036	31. 9
50 %超70 %以下	994	30. 6
70 %超	388	11. 9
計	3, 252	100. 0

（注）収受した確定申告書の割合とは、市区町村において収受した件数の当該市区町村に係る所得税の確定申告書の件数に占める割合をいう。

② 市区町村における所得税の納税相談の実施

(2) 適正公平な課税ないし的確な滞納処分の実施のための協力

① 国税当局の資料を地方税務当局が閲覧

- ・ 配当所得支払調書
 - ・ 確定申告書
 - ・ 法人税申告書
 - ・ 法人税申告書の別表・附属明細書及び添付書類
 - ・ 更正・決定決議書
- など

② 地方税務当局の資料を国税当局が閲覧

- ・ 固定資産税課税台帳
 - ・ 不動産取得税に関する帳簿書類
- など

③ 所得調査について相互に連携しながら実施

④ 滞納者の財産の所在に関する情報を相互に提供

○ 望ましい電子申告制度の在り方について（抄）（平成12年4月19日 申告手続の電子化等に関する研究会）

第3 個別の論点について

5 その他

(3) 電子申告の導入に向けての環境整備等

ロ（前段略）

なお、国と地方団体との税務行政運営上の協力関係については、電子申告が導入された場合にも、これまでの取扱い等も踏まえつつ、納税者利便に十分配慮しながら、一層の推進に努めることが望ましい。

（３）税務行政の効率化のための協力

- ① 所得税の確定申告書用紙の共同発送
- ② 給与支払報告書・源泉徴収票の共同印刷及び共同発送
- ③ 税務署及び市町村での納税相談における国税職員、地方税職員の相互派遣
- ④ 納税者への三税に関する説明会の共同開催

（４）納税に関する広報等の協力

- ① 三税申告に係るポスター等の共同作成
- ② 消費税及び地方消費税の周知に係るポスター等の共同作成
- ③ 消費税及び地方消費税の滞納未然防止及び滞納整理のための協力依頼の実施
- ④ 都道府県単位の租税教育推進連絡協議会による租税教育の実施

2. 申告書・納付書等の様式の統一の状況

様 式 区 分	改 正 時 期・改 正 法 令	実 施 期 日
法人事業税、法人住民税の申告書様式	昭和56年12月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和57年4月1日
固定資産税の償却資産申告書	昭和58年10月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和59年1月1日
特別徴収に係る個人住民税の納入書等		
一般の納入書	昭和59年3月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和59年7月1日
OCR処理(光学文字読取処理)用の納入書	昭和60年3月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和60年7月1日
給与支払報告書の磁気テープ化 (磁気ディスクによる提出の追加)	平成4年3月 地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年3月 地方税法施行規則の一部を改正する省令)	平成6年1月1日 (平成14年1月1日)
特別徴収税額通知書	平成5年12月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	平成6年1月1日
法人事業税・法人住民税の納付書	昭和59年12月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和59年12月26日
事業所税の申告書	昭和62年3月 地方税法施行規則の一部を改正する省令	昭和62年4月1日
自動車税・自動車取得税の申告書	平成12年度末までに統一様式を確定・法令改正予定	平成14年度予定

(参考) 自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト(最終報告書)(抄)(平成11年12月)

第3章 短期的施策

第2章で述べたとおり、電子化によるワンストップサービス化に向けての検討・準備が行われるまでの間、これと並行して、例えば以下のような電子化以外の手法による対策について、検討、実施することにより、申請者負担の軽減等を図ることが必要である。なお、実施に当たっては関係諸税の確実な徴収が確保される措置を併せて講じる必要がある。

1. 出頭回数の低減等 (略)

2. 手続、添付書面の簡素化等

○検査・登録申請書のFD化 (略)

○登録手続の印鑑登録証明書の添付の簡素化等 (略)

○自動車の買換え時における保管場所証明の申請書の添付書面の削減 (略)

○申告書の全国統一化の推進

課税主体である都道府県の実情等を踏まえつつ、申告者の事務手続上の負担軽減に資する観点から、各都道府県で定めている自動車税・自動車取得税の申告書の全国統一化についての検討を行い、結論を得た上で、可能な措置を推進すべきである。

なお、申告書の統一化の検討に当たっては、申告事項の調整、電算システム等の変更、財政的負担等の諸課題について、都道府県との連携を図りつつ、検討に取り組む必要がある。(以下略)

最近における適正な申告水準の維持向上策

項 目	措 置 の 概 要
1 記録保存関係 ・記録保存義務 (昭和59年創設)	その年において事業所得等（事業所得、不動産所得又は山林所得をいう。）を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課されたもの及びその年において事業を行う個人でその年の前々年中又は前年中の事業の所得について事業税を課されたものは、その年においてこれらの業務又は事業に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。
2 資料収集 (1) 収支内訳書 (昭和59年創設) (2) 官公署等の協力制度 (昭和59年創設)	個人住民税の申告書を提出する者に、事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類等のうち必要なものを添付させることができる。 徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
3 不適正申告に対する措置 (1) 過少申告加算金 (昭和59年改正) (2) 各種加算金 (昭和62年改正)	一律5%から5%及び10%（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分）の二段階制に改正 過少申告加算金及び不申告加算金（自主申告に係るものを除く。）並びにこれらに代えて課す重加算金の割合を5%引上げ

項 目	措 置 の 概 要
(3) 脱税に係る罰則 (昭和56年改正)	脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間を3年から5年に強化、延長
(4) 故意不申告に係る罰則 (平成11年創設)	軽油引取税に係る申告について故意不申告に対する罰則を創設(1年以下の懲役又は20万円以下の罰金)
(5) 更正、決定の期間制限 (昭和56年改正)	脱税の場合の更正、決定の期間制限を5年から7年に延長
4 立証責任 (昭和59年創設)	地方税法第19条の14(原告が行うべき証拠の申出)の創設により対処

軽油引取税の軽油の輸入等に係る課税の適正化 (平成11年度税制改正)

①「関税等に関する書類の供覧等」の規定の創設

輸入軽油に対する課税に当たり、軽油の輸入に関する情報（輸入者の氏名・名称・住所等、輸入貨物の品名・性状・数量等）を把握することが不可欠であることから、関税等に係る輸入申告書等の書類を供覧できる規定を設けた。

②軽油の輸入等に係る報告義務規定の整備

輸入等に係る現行の報告義務規定について、単発で行われる輸入等についても、軽油の輸入数量等を報告させる規定を整備した。

③軽油の輸入等に係る故意不申告罪の創設

特約業者及び元売業者以外の者による軽油の輸入等に係る申告について、国税における関係税目と同様に、申告書を提出しない場合の罰則規定を設けた。

④特約業者が輸入軽油等を自己消費する場合における課税規定の整備

特約業者が自ら輸入又は製造した軽油を自己消費する場合について、軽油引取税を課すこととする規定を整備した。

過去の中期答申等における適正な申告水準の維持向上策に関する記述（抄）

＜税制の抜本的見直しについての答申＞（昭和61年10月）

第一 基本的考え方

4 納税環境の整備

(2) このような観点から、当調査会は、昭和57年6月に申告納税制度特別部会を設置し、納税環境の整備に関する制度・執行両面にわたる諸方策について掘り下げた検討を行い、昭和58年11月の「今後の税制のあり方についての答申」において具体的な提言を行ったところである。

その基本的な考え方は、昭和59年度税制改正において結実し、記録及び記帳に基づく申告制度の確立及び資料収集制度の整備等を図る観点から、新たに、取引に関する帳簿書類の保存義務や記帳義務の導入、総収入金額報告書制度の創設、確定申告書への収支内訳書の添付義務の制度化、官公署等への協力要請規定の整備、過少申告加算税の加重等多岐にわたる施策が実現されるに至っている。

納税環境の整備については、今後とも、これらの新しく設けられた諸措置の定着を図り、その実行をあらしめるよう努力するとともに、その実施状況を踏まえつつ、更に改善する方途につき広範な角度から配意していくことが必要であると考え。

税務行政上も、納税者の増加等に即応した税務執行体制の充実を図りつつ、引き続き、技術革新や情報化にも即応した適切な情報管理を行うとともに、効果的、重点的な税務調査に努めることが適当である。また、悪質な脱税事案に対する厳正な対処についても、引き続き十分配慮することが望まれる。

さらに、納税者の便宜に資する見地からも、徴税事務の効率化を図るとともに、国と地方団体との間の徴税上の協力関係を一層推進することが重要と考える。

<昭和62年度の税制改正に関する答申>

三 地方税

5 その他

(3) 納税環境の整備

地方税における納税環境の整備を図るため、各種加算金（自主申告に係るものを除く。）の割合を国税に準じて引き上げることが適当である。

<税制改革についての中間答申>（昭和63年4月）

第二 個別の検討

二 負担の公平の確保

2 適正な申告水準の維持向上策

(2) 執行に関連する制度面の整備

適正・公平な課税を実現し、税制全体に対する国民の信頼をより強固なものとするためには、執行面での努力のみならず執行に関連する制度面の整備も必要である。

このような観点から、昭和56年度には脱税の場合の追徴可能期間の延長並びに脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長、昭和59年度には記帳義務、記録保存義務、総収入金額報告書制度の導入等の措置が採られたところであり、さらに、昨年9月の税制改正においても総収入金額報告書の提出基準金額の引下げ及び各種加算税の引上げを行い、制度面の整備を進めてきたところである。

今後とも、これらの新しく設けられた諸措置の定着を図り、その実効をあらしめるよう努力するとともに、その実施状況を踏まえつつ、更に改善する方途につき広範な角度から配慮していくことが必要であると考えます。

<平成11年度の税制改正に関する答申>

二 平成11年度税制改正の諸課題

4 租税特別措置等

(3) 軽油引取税については、地方税法上の軽油を大量に輸入し、申告のないまま、国内で大規模かつ広域に流通させる事案が発生していますが、輸入軽油等について都道府県による早期の事実把握が困難な現状を踏まえ、軽油の輸入等に係る課税の適正化を図る観点から、関係機関等との連携により輸入実績等を把握するための仕組みを構築するほか、無申告者に対する罰則を強化するなど所要の措置を講ずることが必要です。